



一定災（災害復旧事業）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

（昭和26年3月31日法律第97号）

（定義）

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

- 2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。
- 3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

一定災（災害復旧事業）

■原形復旧が著しく困難又は不適当な場合の復旧工事

河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道又は公園が広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪、地すべり、崩壊等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事

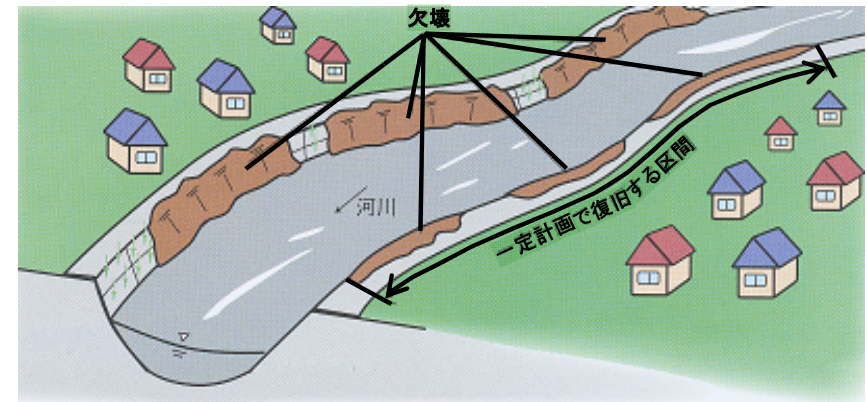
（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 第三・２・ト）

■採択の範囲等

要綱第三第二号トにいう「広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり」とは、河川にあつては堤防又は河岸の欠壊（この場合における欠壊は、原則として、有堤部にあつては法尻から天端まで、無堤部にあつては河床から地盤高までの部分がすべて欠壊することをいう。）区間の延長が一定計画で復旧する区間の延長の八割程度以上ある場合をいうものとし、海岸、砂防設備及び道路にあつては、河川の欠壊の場合に準ずる程度の被害がある場合をいうものとする。

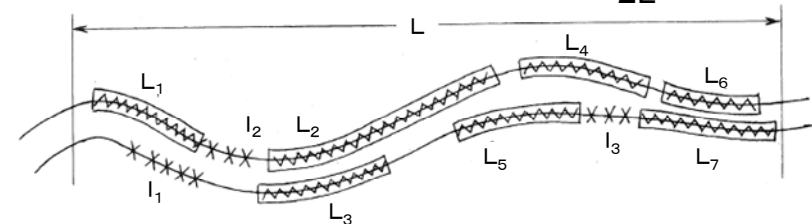
（公共土木施設災害復旧事業査定方針 第三・４）

■河川の例



■欠壊率の算出方法

$$0.8 \leq \frac{\sum_{1}^n L_n}{2L}$$



	有堤部	無堤部
完全欠壊	$L_1 \sim L_n$に相当する欠壊	
部分欠壊	$l_1 \sim l_n$に相当する欠壊	

一定災（災害復旧事業）採択実績

年災	件数	施設名等				要綱	被災原因
		河 川	砂 防	海 岸	道 路		
H9							
H10	1	栃木県：余笹川				第3・二(ト)	H10.8.26～31の豪雨
H11							
H12							
H13							
H14							
H15							
H16	1	愛媛県：長谷川				第3・二(ト)	H16.9.29～30の豪雨(台風21号)
H17							
H18							
H19							
H20							
H21							
H22							
H23	22	宮城県：北上運河 中貞山運河 南貞山運河		岩手県：海岸3 宮城県：海岸8 福島県：海岸7	和歌山県：県道 たかの金屋線	第3・二(ト)	東日本大震災(河川、海岸) 台風第12号(道路)
H24							
H25	1		鳥取県：寺谷川			第3・二(ト)	H25.7.15の豪雨
H26							
H27							
H28							
H29	9	福岡県：赤谷川 乙石川 大山川 北川 白木谷川 朝倉市：奈良ヶ谷川 小河内川 平川			福岡県：県道 甘木吉井線	第3・二(ト)	H29.7九州北部豪雨
計	34	13	1	18	2		

※近年20力年

一定災（災害復旧事業）の拡充（査定方針:改定）

改定	現行
（採択の範囲等） 第三 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。 — 略 — 4 要綱第三第二号トにいう「広範囲にわたつて被災し、その被災の程度が激甚であり」とは、河川にあつては堤防<u>若しくは</u>河岸の欠壊（この場合における欠壊は、原則として、有堤部にあつては法尻から天端まで、無堤部にあつては河床から地盤高までの部分がすべて欠壊することをいう。）<u>区間又は土砂等による河道埋塞（この場合における河道埋塞は、原則として河道断面の五割程度以上埋塞することをいう。）</u>区間の延長が一定計画で復旧する区間の延長の八割程度以上ある場合をいうものとし、海岸、砂防設備及び道路にあつては、河川の欠壊<u>又は河道埋塞</u>の場合に準ずる程度の被害がある場合をいうものとする。	○公共土木施設災害復旧事業査定方針 （採択の範囲等） 第三 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。 — 略 — 4 要綱第三第二号トにいう「広範囲にわたつて被災し、その被災の程度が激甚であり」とは、河川にあつては堤防又は河岸の欠壊（この場合における欠壊は、原則として、有堤部にあつては法尻から天端まで、無堤部にあつては河床から地盤高までの部分がすべて欠壊することをいう。）区間の延長が一定計画で復旧する区間の延長の八割程度以上ある場合をいうものとし、海岸、砂防設備及び道路にあつては、河川の欠壊の場合に準ずる程度の被害がある場合をいうものとする。

一定災（災害復旧事業）の拡充

大規模災害時に地方公共団体の負担も考慮し、早期復旧を図るため、大量の土砂で埋塞した公共土木施設を災害復旧事業等の災害査定時に全損として扱うとともに、著しい土砂埋塞について、河川等災害復旧事業のうち、川幅を拡げるなどの一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業（一定災）の補助対象に新たに追加する。（平成30年度より全国適用）

（従来）

災害査定における 申請額の算定方式

- 埋塞箇所における公共土木施設の被災状況の確認が必要。



（拡充）

- 埋塞箇所における公共土木施設について、掘り返すことなく「全損」（全て壊れているもの）として扱う。

災害復旧事業 （一定災）

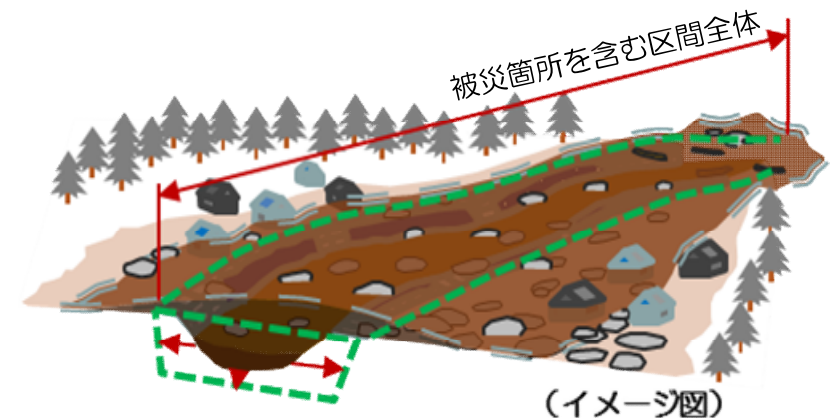
- 「一定災」の要件には、土砂等により埋塞している河川は該当しない。



- 土砂等により著しく埋塞している河川についても、「一定災」を活用できるように適用を拡充。

一定災：

川幅を拡げるなど一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業を国庫負担率が2／3以上の災害復旧事業で行うもの。



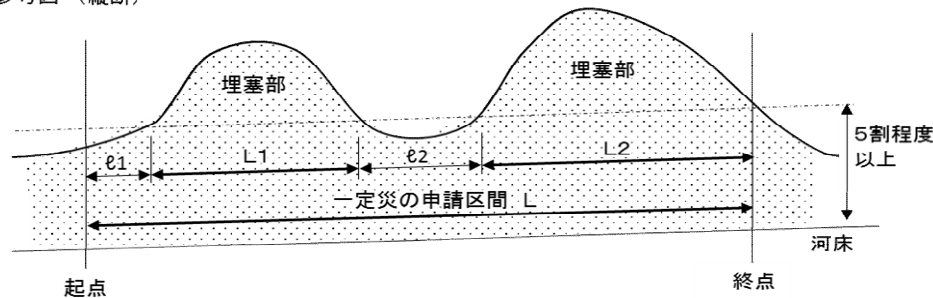
土砂等により著しく埋塞している河川

一定災（災害復旧事業）の拡充

査定方針第三第4号にいう、土砂等による河道埋塞(この場合における河道埋塞は、原則として河道断面の5割程度以上埋塞することをいう。)区間の延長が一定計画で復旧する区間の延長の8割程度以上ある場合とは、別図のとおり。

①延長の考え方

参考図（縦断）



一定災の条件 $L \times 0.8 \leq L_1 + L_2 + \dots + L_n$

$L = L_1 + L_2 + \dots + L_n + l_1 + l_2 + \dots + l_n$

L_n : 埋塞が河道断面の5割程度以上の区間

l_n : 埋塞が河道断面の5割程度以下の区間

②断面の考え方

「埋塞が河道断面の5割程度以上」とは、下図のとおり河道断面の断面積のうち、埋塞部の占める割合が5割程度以上に達する状態のことをいう。

参考図（横断）



(参考) 平成29年7月九州北部豪雨 災害復旧事業等の適用拡充

筑後川では、平成29年7月九州北部豪雨により、福岡県から大分県にかけて短時間に記録的な雨量を記録し、筑後川右岸流域の桂川流域(福岡県)や大肥川(福岡県・大分県)等において、堤防決壊や河道埋塞により甚大な被害が発生。

災害査定 改良計画立案 (拡充)

- ① 大量の土砂等による埋塞が著しい施設について、「全損」として災害査定を実施。



護岸の被災状況



河道の埋塞状況

(奈良ヶ谷川)

地域の復旧・復興が迅速化

- 災害査定が迅速化され、
本格的な災害復旧事業
に早期に着手できます。

- 改良復旧事業の計画検
討に早期に取りかかるこ
とができます。

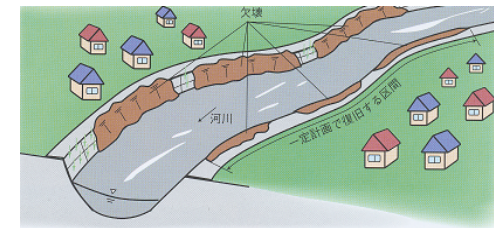
災害復旧事業(一定災)の適用 (拡充)

- ② 著しく被害を受けた一連区間について川幅を広げるなど
一定の計画に基づいて行う災害復旧事業(一定災)を、
土砂等により大きな被害を受けた今回の洪水対応に活用

。

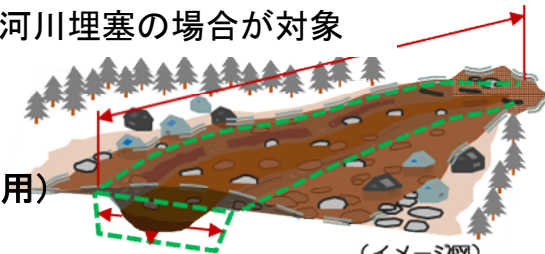
■洪水による河岸の決壊の場合が対象

従来



■河川埋塞の場合が対象

今回
(初めて適用)



(イメージ図)

※一定災: 広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた 洪水、高潮、波浪、地すべり、崩壊等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事

査定設計書の作成などの事務手続き
及び地方負担が軽減



同時発表：九州地方整備局

平成29年10月31日
水管理・国土保全局 防災課

災害復旧事業の早期本格着手に向け、被災状況の調査が困難な場合に、施設の「全損」扱いを初適用 ～平成29年7月九州北部豪雨における災害復旧の迅速化を図ります～

国土交通省では、平成29年7月九州北部豪雨において土砂災害と洪水災害で甚大な被害を受けた福岡県内と大分県内の災害復旧事業について、被災状況を詳細に調査できない場合には、「全損」として今回はじめて取り扱います。

平成29年7月九州北部豪雨においては、公共土木施設が大規模かつ広範囲に土砂等により埋塞しており、災害査定までに土砂等を掘り返して被災状況の調査を行うことが物理的に不可能な箇所が多数あり、地方公共団体が災害復旧事業を迅速に進めるうえで支障になっています。

こうした状況を受けて、大規模かつ広範囲に土砂等が埋塞している箇所における災害復旧事業の取扱い等を次のとおり改善し、被災地の1日も早い復旧を支援します。

① 大量の土砂等による埋塞が著しい施設については、「全損」として災害査定を行えるようになりました。

これにより、

- ・被災状況の調査を行うために大量の土砂等を撤去すると、多大な労力と時間を要するが、大量の土砂等を掘り返す前に災害査定を受けることができるため、災害査定が迅速化され、本格的な災害復旧事業に早期に着手できる
 - ・改良復旧事業の計画検討に早期に取りかかることができる
- ことから、地域の復旧・復興が迅速化されます。

② さらに、著しく被害を受けた一連区間について、川幅を広げるなど一定の計画に基づいて行う災害復旧事業（一定災）を、土砂等により大きな被害を受けた今回の洪水対応に活用します。

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第3第2号」にいう原形復旧にすることが著しく不適当な場合について、広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚である時は、一定計画のもとに災害復旧事業を実施することができま

※15:00より中央合同庁舎3号館5階中会見室にて記者ブリーフィングを行います。

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局 防災課

災害査定官 丸山 日登志 (内線35752)

改良技術係長 黒原 敏孝 (内線35775)

電話 代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8458

FAX 03-5253-1607

九州北部豪雨における甚大な被害を踏まえた 災害復旧事業の適用拡充について初採択

- 九州北部豪雨において、大量の土砂・流木で埋塞した河川で、公共土木施設を「全損」と扱うことで災害査定を実施し、事業採択しました。
(全国初の制度適用)
この結果、災害復旧事業への着手が大幅に迅速化されます。
- また、広範囲にわたって被災し埋塞している河川について、著しく被害を受けた一連区間を川幅を拡げるなど一定の計画に基づいて行う災害復旧事業である「一定災」(国庫負担率 2/3 以上)として初めて事業採択し、査定設計書の作成などの事務手続き及び地方負担の軽減を図ります。

○ 実施河川

- (1) 埋塞の著しい施設を「全損」扱い(全国初の制度適用)
北川、白木谷川、赤谷川・乙石川・大山川等

※朝倉市管理河川についても災害査定に着手済み。今後、順次災害査定を実施。

(2) 今回新たに事業採択

- ①一連区間で埋塞が著しい河川を災害復旧事業〈一定災※〉で採択

〔河川の一定災採択は平成 23 年東日本大震災以来 6 年ぶり〕
埋塞が著しい河川の洪水対応としては初めての採択

北川、白木谷川、赤谷川・乙石川・大山川

※一定災：広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において、被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事。
「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 2 条第 3 項」

- ②水系内の支川を一つのまとまりとみなして災害復旧助成事業※として採択

桂川水系：桂川、荷原川、新立川、妙見川

大肥川水系：大肥川、宝珠山川

※災害復旧助成事業：河川又は海岸の災害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、災害復旧事業費に助成費(改良費)を加えて一定計画の下に施行する改良事業。

これらの事業は「九州北部緊急治水プロジェクト」の一環として 3～5 年間で集中的に実施していきます。

【問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局 防災課 丸山、吉田 (内線 35-752、35-776)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8458 FAX 03-5253-1607

平成29年7月九州北部豪雨 災害復旧事業等の適用拡充

筑後川では、平成29年7月九州北部豪雨により、福岡県から大分県にかけて短時間に記録的な雨量を記録し、筑後川右岸流域の桂川流域(福岡県)や大肥川(福岡県・大分県)等において、堤防決壊や河道埋塞により甚大な被害が発生。

災害査定 改良計画立案 (拡充)

- ① 大量の土砂等による埋塞が著しい施設について、「全損」として災害査定を実施。

地域の復旧・復興が迅速化

●災害査定が迅速化され、本格的な災害復旧事業に早期に着手できます。

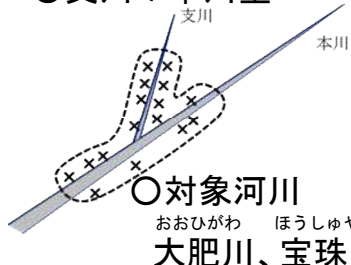
●改良復旧事業の計画検討に早期に取り組むことができます。

○対象河川
きたがわ しらかだにがわ あかたにがわ おとしがわ おおおやまがわ
北川、白木谷川、赤谷川・乙石川・大山川等

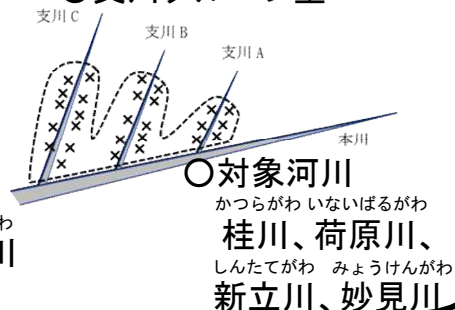
改良復旧事業の事業単位 (周知)

災害関連事業の事業計画の策定などにあたっては、十分な事業効果が発揮されるよう被害のあった複数の河川を1箇所の事業単位とすることができることを周知。

○支川+本川型



○支川グループ型



災害復旧事業(一定災)の適用 (拡充)

- ② 著しく被害を受けた一連区間について川幅を広げるなど一定の計画に基づいて行う災害復旧事業(一定災)を、土砂等により大きな被害を受けた今回の洪水対応に活用。

■洪水による河岸の決壊の場合が対象

従来



■河川埋塞の場合が対象

今回
(初めて適用)



※一定災: 広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪、地すべり、崩壊等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事

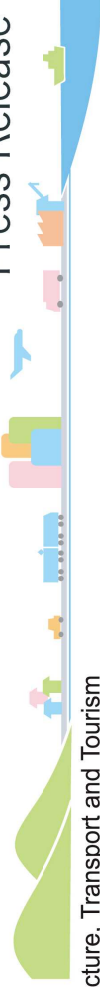
査定設計書の作成などの事務手続き 及び地方負担が軽減

○対象河川
きたがわ しらかだにがわ あかたにがわ おとしがわ おおおやまがわ
北川、白木谷川、赤谷川・乙石川・大山川

平成29年7月九州北部豪雨 災害復旧事業等の適用拡充 位置図

筑後川では、平成29年7月九州北部豪雨により、福岡県から大分県にかけて短時間に記録的な雨量を記録し、筑後川右岸流域の支川桂川流域や北川、白木谷川(福岡県)、大肥川(福岡県・大分県)等において、堤防決壊や河道埋塞により甚大な浸水被害が発生。
以下の河川で、災害復旧事業(一定災)及び災害復旧助成事業を実施。





九州地方整備局 同時発表

平成 29 年 12 月 25 日
水管理・国土保全局防災課

九州北部豪雨を踏まえた適用拡充による 災害復旧事業（一定災）で市管理河川を初採択 ～事務手続き及び地方負担の軽減～

- 九州北部豪雨で、福岡県朝倉市が管理する奈良ヶ谷川において、大量の土砂・流木で埋塞した公共土木施設を「全損」と扱うことで災害査定を実施し、著しく埋塞した一連区間を川幅を拡げるなど一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業（一定災）（国庫負担率 2/3 以上）として事業採択しました。いずれも、市管理河川としては初めての事例となります。
- このことにより、査定設計書の作成などの事務手続き及び地方負担の軽減が図られます。

○ 朝倉市管理河川の採択

- （１）河川概要 ・ 河 川 名：筑後川水系奈良ヶ谷川
・ 事 業 者：朝倉市
・ 事業延長：3.1km
- （２）埋塞の著しい施設を掘り起こすことなく「全損」扱いすることで災害査定を実施（市管理河川として初適用）
- （３）一連区間で埋塞が著しい河川を災害復旧事業（一定災※）で採択（市管理河川として初採択）

※一定災：広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において、被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事。
「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 2 条第 3 項」

なお、朝倉市管理の小河内川、平 川についても、年内に災害査定を実施する予定です。

○ 福岡県管理河川の採択

災害関連事業※として福岡県が管理する筑後川水系流目川（朝倉市）と佐田川（朝倉市）についても採択。

※災害関連事業：再度災害を防止するため、被災箇所あるいは未被災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業に改良費を加えて実施する改良事業。

【問合せ先】国土交通省水管理・国土保全局 防災課 吉野、丸山、小田桐（内線35725, 35752, 35753）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8458 FAX 03-5253-1607



九州地方整備局 同時発表

平成30年 2月 9日

水管理・国土保全局防災課

平成29年7月九州北部豪雨により被災した
福岡県朝倉市の管理河川を改良的な復旧事業として採択
～改良復旧事業等について全て採択完了！～

- 九州北部豪雨において、大量の土砂・流木により埋塞し甚大な被害を受けた朝倉市あさくら管理の2河川（小河内川、平川）について、著しく被害を受けた一連区間を一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業（一定災*）（国庫負担2／3以上）として事業採択しました。
- このことにより、九州北部豪雨で著しい被害を受け、再度災害を防止するための改良復旧事業等が必要な箇所（19河川、2路線）は全て事業採択したことになります。

埋塞の著しい河川については、埋塞した施設を掘り起こすことなく「全損」扱いとすることで、従来の方法では災害査定までに相当期間を要するところを、今回の取組により災害査定が終了し、今回、朝倉市管理の2河川を事業採択したところです。

※一定災：広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において、被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する災害復旧事業。

【事業採択した河川の概要】

- ① 筑後川水系小河内川 L＝1. 0 km （事業者：朝倉市）
② 筑後川水系平川 L＝1. 1 km （事業者：朝倉市）

【九州北部豪雨における改良復旧事業等の採択箇所の合計額・箇所数】

- ① 福岡県（朝倉市を含む）： 約712億円 16河川 2路線（3箇所）
- ② 大分県： 約37億円 3河川

これらの事業を「九州北部緊急治水対策プロジェクト」の一環として3～5年間で集中的に実施し、迅速な復旧・復興に全力をあげて取り組めます。

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局 防災課

災害査定官 吉野（内線 35-725）審査係長 小田桐（内線 35-753）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8458、FAX 03-5253-1607

平成30年4月6日
水管理・国土保全局 防災課

災害復旧事業の制度拡充を行います ～九州北部豪雨での取組みを全国に展開～

国土交通省では、平成29年7月九州北部豪雨において、大規模かつ広範囲に土砂・流木等により埋塞した河川について、迅速かつ円滑に災害復旧が図られるよう、福岡県及び大分県に限り、災害復旧事業の制度を拡充しました。

今般、この制度拡充の適用範囲を全国に拡大することとし、地方公共団体にこの旨を通知しました。

- 今後、発生した全国の災害に対して、大量の土砂・流木等で河川等が埋塞した場合、以下の扱いが可能となります。

- ① 広範囲にわたって被災し、埋塞している河川について、川幅を広げるなどの一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業（一定災）として事業採択できるよう拡充する。
この結果、査定設計書の作成などの事務手続き及び地方負担の軽減が図られます。
- ② 公共土木施設の被災状況を掘り起こして確認することなく「全損」（全て壊れているもの）として災害査定を行う。

この結果、本格的な災害復旧事業への着手が大幅に迅速化されます。

（従来）

災害復旧事業 （一定災）

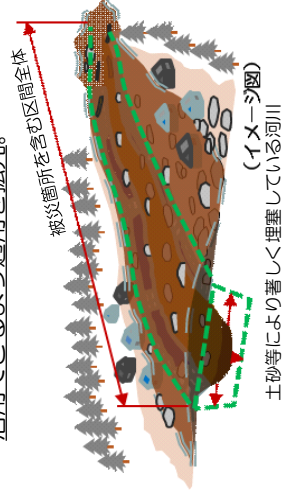
- ・「一定災」の要件には、土砂等により埋塞している河川は該当しない。

（拡充）

- ・土砂等により著しく埋塞している河川についても、「一定災」を活用できるよう適用を拡充。

一定災：

川幅を広げるなど一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業を
国庫負担率が2／3以上の災害復旧事業で行うもの。



災害査定における 申請額の算定方式

- ・埋塞箇所における公共土木施設の被災状況の確認が必要。

- ・埋塞箇所における公共土木施設について、掘り返すことなく「全損」（全て壊れているもの）として扱う。

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局 防災課

災害査定係 官 丸山 日登志 (内線35719)

審査係 長 小田桐 聡 (内線35753)

電話 代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8458

F A X 03-5253-1607